

平成31年4月～令和元年6月末までの被害者等施策の利用状況等（調査結果の概要）

1 調査について

事務局は、本検討会の検討に資するため、平成31年4月1日から令和元年6月30日までの間の、更生保護の犯罪被害者等施策の各制度（意見等聴取制度、心情等伝達制度及び相談・支援制度）の利用状況について、全ての地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）及び保護観察所（地方委員会8庁及び保護観察所50庁）に対して、調査を行った。その結果、全庁から回答が得られた。

2 結果の概要について

(1) 全体の概況

調査期間内（平成31年4月1日から令和元年6月30日までの3月間）において、更生保護の犯罪被害者等施策の各制度の利用が認められた庁は、

地方委員会 8庁（全国の地方委員会の100%）

保護観察所 37庁（全国の保護観察所の74%）

だった。

各制度の利用状況（延べ利用件数）を、地方委員会の管轄ごとに整理すると下表のとおりとなった。

延べ件数	意見等聴取		心情等伝達		相談・支援	
全国	74	100.00%	29	100.00%	311	100.00%
北海道	5	6.76%	2	6.90%	18	5.79%
東北	1	1.35%	3	10.34%	26	8.36%
関東	38	51.35%	14	48.28%	122	39.23%
中部	4	5.41%	3	10.34%	38	12.22%
近畿	6	8.11%	3	10.34%	48	15.43%
中国	14	18.92%	2	6.90%	17	5.47%
四国	4	5.41%	0	0.00%	7	2.25%
九州	2	2.70%	2	6.90%	35	11.25%

(2) 地方委員会からの回答

● 意見等聴取制度

(ア) 制度利用者数

調査期間内において、意見等聴取制度の利用が確認できた被害者等は、70人であった。

注 この「70人」は、制度を利用した実人員。
同一の被害者等が複数回制度を利用した事案があるため、(1)の表の数値とは一致しない。

(イ) 制度利用者が制度を知った経緯（複数回答あり）

制度利用者が制度を知った経緯につき地方委員会が確認できたのは、69人であり、その内訳は次表のとおりとなった。

制度利用者が制度を知った経緯・複数回答あり	人数
更生保護官署から配布された広報資材	64人
裁判所又は検察庁	6人
警察又は自治体	1人
弁護士	1人
親族	1人

(ウ) 他の支援制度の利用歴（複数回答あり）

制度利用者が制度を利用した時点で他の支援制度を使っていたか否かにつき地方委員会が確認できたのは、64人であり、その内訳は次表のとおりとなった。

他の支援制度の利用歴・複数回答あり	人数
被害者等通知制度	60人
警察又は自治体への相談等	9人
被害者参加制度	5人
意見等聴取制度の利用が複数回目	5人
相談・支援制度	4人
心情等伝達制度	2人
意見陳述制度	1人
スクールカウンセラーへの相談	1人
なし	1人

(3) 保護観察所からの回答

ア 心情等伝達制度

(ア) 制度利用者数

調査期間内において、心情等伝達制度の利用が確認できた被害者等は、29人であった。

注 同一の被害者等が、調査期間内において複数回制度を使った事案は見られなかった。

(イ) 制度利用者が制度を知った経緯（複数回答あり）

制度利用者が制度を知った経緯について保護観察所が確認できたのは、28人であり、その内訳は次表のとおりとなった。

制度利用者が制度を知った経緯・複数回答あり	人数
更生保護官署から配布された広報資材	21人
裁判所又は検察庁	6人
弁護士	2人
更生保護官署への照会	2人
民間の被害者支援団体	1人

(ウ) 他の支援制度の利用歴（複数回答あり）

制度利用者が制度を利用した時点で他の支援制度を使っていたか否かにつき保護観察所が確認できたのは29人であり、その内訳は次表のとおりとなった。

他の支援制度の利用歴・複数回答あり	人数
被害者等通知制度	24人
相談・支援制度	22人
意見等聴取制度の利用	11人
心情等伝達制度の利用が複数回目	6人
民間の支援団体への相談等	3人
警察又は自治体への相談等	2人
意見陳述制度	2人
被害者参加制度	1人

イ 相談・支援制度

(ア) 制度利用者数

調査期間内において、保護観察所の相談・支援制度の利用が確認できた被害者等は、190人であった。

注 この「190人」は、制度を利用した実人員。

同一の被害者等が複数回制度を利用した事案があるため、(1)の表の数値とは一致しない。

(イ) 制度利用者が制度を知った経緯（複数回答あり）

制度利用者が制度を知った経緯につき保護観察所が確認できたのは188人であり、その内訳は次表のとおりとなった。

制度利用者が制度を知った経緯・複数回答あり	人数
更生保護官署から配布された広報資材	117人
裁判所又は検察庁	54人
弁護士	7人
知人	7人
民間の被害者支援団体	4人
警察又は自治体	1人

(ウ) 他の支援制度の利用歴（複数回答あり）

制度利用者が制度を利用した時点で他の支援制度を使っていたか否かにつき保護観察所が確認できたのは、187人であり、その内訳は次表のとおりとなった。

他の支援制度の利用歴・複数回答あり	人数
被害者等通知制度	140人
相談・支援制度の利用が複数回目	78人
心情等伝達制度	30人
意見等聴取制度	21人
なし	18人
民間の支援団体への相談等	12人
警察又は自治体への相談等	9人
意見陳述制度	6人
被害者参加制度	2人

以上